

	多く見られるイメージ	実際	理念	その他
生活保護	「清く正しく貧しい」？ ポジティブ／ネガティブ？ 「恩恵」 「働かない、お気楽、いい身分」	「貧すれば鈍する」も スティグマ 制度上はあくまで権利、権利行使には申請が必要 高い就労率、低い保護基準	どういふ人かは問わない（無差別平等） （スティグマ化の明確な否定はない） 権利 稼働能力活用、「健康で文化的な最低限度の生活」	イメージ（例：お気楽）と実際（例：貧困）の差異
自立（の助長）	「甘やかすから働かない」 「保護がないと死ぬ状態で初めて受けるべき」 「給付を受ける＝自立していない」 「就労させること＝自立の助長」	就労自立までの高いハードル 保護に至らず孤独死・心中する例多数 給付を必要とする貧困層の増大・固定 「雇われ力」の低い人が多く就労に成功しにくい	稼働能力活用 ミーンズテスト合格＝保護開始 「潜在能力に応じた自立の助長」 「人間関係・生活・就労」の3自立概念（2004）	「保護基準を下げたら働くようになった」事実は過去にあったか？  慢性的なケースワーカー不足 「自立」と生活費の出処を関係づける根拠は？
保護費の用途	（用途の是非は「納税者が俺ルールで判断してよい」？） 「保護費もらった足でパチンコに走る」	自由 そういう人もいる	自由 ソーシャルワークの一環としての金銭管理	
納税と生存権（生活保護）	「自分たちの税金で受給者を養っている」 「人権を主張するなら納税しろ」	全額税財源 ただし「自分の所得税＝誰かの保護費」ではない 生存権は義務を伴わない権利、納税は権利を伴わない義務	国民の権利、国の義務 基本的人権は無条件で（法定刑等の例外を除き）保障される	
生活保護受給者のモラル	「納税者が決める」「世間が決める」「市民感情が決める」  「働かずにあれだけお金もらえる以上はモラルを」	受給者が納税者・世間・市民感情を怖れて萎縮 職業・家庭・健康などを失った（なかった）結果 しばしば、セットで判断力・他者への配慮を失った結果 軽度障害・疾患の可能性	「被保護者の義務」として強制しうる範囲は極めて限定的  限定的な（拡大解釈可能ではあるが）「被保護者の義務」	「刑務所で刑に服している間は衣食住が提供される」と生活保護が同一視されている？
生活保護とパチンコ	「やっていいわけがない」 「楽しい生活」 「保護停止、当然」 「誓約書は当然、違反したら処分も当然」 「パチンコ行けるなら働け（ボランティアしろ）」	自由 ただし程度内容によってはソーシャルワークの対象になりうる 社会的孤立の結果・依存症の可能性 生存・健康の危機 複数世帯なら他の世帯員の生活も圧迫 誓約書自体が不適切・違法である可能性も 対人接触できない状態でもパチンコはできるのでは？	法的には制限できない ソーシャルワーク・医療等による解決 不利益処分の可能性は限定的 誓約書・処分に関する規定なし パチンコを稼働能力等の判断基準にする規定なし	有形無形の資産がある「ふつうの生活」に 保護費が追加されるわけではない 生活保護スティグマ解消なしに解決可能か？